

令和 5年度在宅サービス事業計画書

1 [基本計画]

平成18年4月1日より介護保険制度の改正により、介護予防事業が開始となり、各事業が介護サービス、介護予防サービスのサービス内容の違いを再認識し、個々の利用者のニーズにあわせたサービス提供に努め、在宅生活利用者の助長、社会的孤立感の解消、心身機能の維持向上に努める。更に在宅介護の支援として地域在宅福祉の拠点充実に努力する。また、令和5年度社会福祉法人湘南福寿会事業計画に基づき、介護保険制度とも十分に整合性を図り、職員一同より一層のサービスの充実を図る。

2 [運営計画]

通常と変わりなく施設の円滑な運営は職員相互の融和協調による職場の人間関係を保つことが最も重要である。施設内研修をはじめ職員会議、在宅会議、ケース会議、ケア会議、行事会議、サービス評価会議、給食会議等、実践に即したものを行なっていく。また、各事業が新規利用者獲得のため、魅力あるサービス内容の検討、個々の利用者の特質に合わせた介護サービスを提供に努める。

特に今年度については、昨年度に引き続き感染症持ち込み、蔓延防止を徹底することは当然のこととし、各事業所共に関係各事業所、機関等に対する空き情報の提供範囲を拡充し利用者数の増加を図り、より安定した運営ができるよう務める。

(1) 居宅介護支援センター

居宅介護支援センターは、介護支援専門員により要介護状態等になった利用者が、可能な限り在宅においてその要する能力に応じ、自立した日常生活が営むことができるよう支援を行うことを基本とし、利用者・家族との協議によりサービスの選択に基づき関係市町村地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。また、利用者の意思及び人権を尊重して常に利用者・家族の立場に立って、利用者提供される居宅サービスが特定な種類の居宅サービス事業者に不当に偏ることのないよう公正中立に行うことに努める。

特に今年度においては、外出、帰園時における感染症の持ち込み、蔓延防止対策を徹底することを基本とし、営業地域全体を見据えた受け入れ可能情報の積極的な情報提供を行うことにより担当件数の増加を図り、より地域の一助となり、安定した事業所運営が行えるよう努める。

① 基本指針

- ア. コロナウイルス感染症に対する分類が変更になることを踏まえ利用者、家族、関係事業所等と調整を行い必要な時期に積極的に担当者会議を開催し、より適切なケアプラン作成が行えるよう努める。
- イ. 厚生労働省介護保険最新情報、介護情報サービス神奈川、茅ヶ崎市ホームページ等において適時最新情報を収集し、より現状に沿った適切なケアプラン作成が行えるよう努める。
- ウ. 利用者宅に入室する際における手指消毒、マスク着用、及び帰園時におけるうがい、手洗い、消毒を徹底し、ご利用者様、事業所内への感染症の持ち込み防止に務める。
- エ. 各サービスについて、6ヶ月平均で同一法人紹介率が80%以上を超えることによる減算が生じないように、常に現状の紹介率を念頭におくことを基本とし、幅広い情報収集を行い、個々の利用者の状況や環境に応じた情報提供が行えるよう努める。

② 年度目標

- ア. 年度平均20件のケアプラン作成が行えるよう努める。
- イ. 入院中利用者については関係医療機関からの積極的な情報収集、積極的な調整を行

- い、可能な限り早期在宅復帰ができるよう努める。
- ウ、可能な限り円滑な外出予定を調整し燃料費、時間の節約ができるよう努める。

③ 研修計画

月	研修内容
4月	接遇、緊急時及び災害発生時の対応について
6月	認知症利用者との関わりについて
8月	人権侵害、虐待防止について
10月	感染症予防と発生時の対応について
3月	事故防止について
特記	<ul style="list-style-type: none"> * 困難事例等については他事業所、地域包括支援センター等と相談する。 * 外部研修の積極的な情報収集、参加に努める。 * 併設事業所にて開催される研修への積極的参加に努める。

(2) 地域密着型通所介護事業、・日常生活支援総合事業

ケアセンターアザリアホーム地域密着型通所介護事業、・日常生活支援総合事業運営規定に基づき、利用者の要介護、要支援状態等がいかなる場合でも、通所サービスを提供することにより、利用者の自立的生活の助長、心身機能の維持向上、家族の身体的・精神的な負担の軽減を図るように努める。ニーズの多様化に伴い、サービスメニューの充実及び円滑な実施(年間行事予定表のとおり)、職員の資質の向上に努めるとともに、常に利用者の立場に立って信頼と安心のできる介護を目指す。

特に今年度においては、利用時の利用者間の会話や介護時の会話等における意見、意向、要望等、些細な事にも積極的に耳を傾け受け止め、より個々の希望に沿ったサービス提供を行い現利用者の継続利用に努めると同時に、充実したサービス提供を行い新規利用者の獲得に努める。

① 基本指針

- ア、担当ケアマネジャーに利用者の些細な事でも報告し、より連携を密にし新規利用者獲得に努める。
- イ、利用者及び家族等の相談に応じ、内容により担当ケアマネジャーと連絡調整を行い、利用者の安定した在宅生活を送れるよう努める。
- ウ、居宅介護支援事業所にFAXや電話等で空き情報の提供を行い、利用者の新規獲得に努める。
- エ、認知症利用者に対して、その方らしい利用ができるよう支援し、日々変化する症状に対して担当ケアマネジャーと連携を図りながら支援できるよう努める。
- オ、入浴時における水道の使用及び利用者不在時における冷暖房、照明等の適切な使用を考慮し経費削減に努める。
- カ、職員は入社時の検温、うがい、手指衛生を徹底し、感染症の持ち込み、蔓延防止に努める。
- キ、利用者については、当日の朝自宅での検温を依頼し、入館時は検温、手指のアルコール消毒を行い感染症の蔓延防止に努める。

②、年度目標

- ア、事業所内の整理整頓、清掃、清潔を基本に、快適性・安全性のある心地よいサービス提供が行えるよう努める。
- イ、送迎時における体調変化の確認及び入浴前や排泄介助時等における皮膚状態の観察等を徹底し、感染症の持ち込み、蔓延防止に努める。

ウ. 電話連絡、送迎時、サービス提供時等、適切な言葉遣いで対応し、お客様意識を持ったより良いサービス提供が行えるよう努める。

エ. スポーツレクリエーションでは筋力向上、制作レクリエーションや季節の行事等の活動では脳の活性化を図り、利用者の心身機能向上並びに在宅生活の継続に役立つ内容を取り入れられるよう努める。

ア 職員研修

月	研修内容	月	研修内容
4月	倫理及び、法令順守について	11月	感染症及び蔓延防止について
5月	個人情報保護について	12月	利用者のプライバシー保護の取り組みについて
6月	食中毒予防について		
7月	熱中症と予防について	1月	事故防止について
8月	身体拘束と防止について	2月	虐待防止について
9月	認知症及び認知症ケアについて	3月	事故発生時、緊急時の対応について
10月	非常時、災害時の対応について		
特記	* 困難事例等については適時行っていく。		

イ 行事計画

4月	制作レク(端午の節句)・3色団子作り
5月	菖蒲湯・端午の節句の会(柏餅風どら焼き作り)
6月	・梅ジュース作り・制作レク(七夕)
7月	メロンゼリー作り・制作レク(夏)
8月	・かき氷の会・すいか割り
9月	・敬老会・十五夜だんご作り・制作レク(十五夜)
10月	・テーブル運動会・南瓜茶巾風作り
11月	・制作レク(ちぎり絵)、スイートポテト作り
12月	・柚子湯・制作レク(クリスマス)・クリスマス会
1月	・新年祝会・制作レク(干支作り)・どんど焼き
2月	・節分豆まき・制作レク(桃の節句)・あんこサンド作り
3月	・ひな祭りの会(桜もち作り)
月例	・誕生会・季節の壁面制作
日課	・ビデオ体操・塗り絵・口腔体操・学習プリント・ゲームレク・スポーツレク

3 [環境整備]

施設内の美化とケアセンター内の整理整頓に努め、特に換気通気に注意する。

厨房については、衛生面に注意し、不潔にならないようにする。

特に今年度については、昨年度に引き続き施設内の衛生管理体制を徹底し、ノロウイルス等の食中毒や、疥癬、インフルエンザ、新型コロナウイルス等の感染症防止に努める。

4 [健康管理]

通常と変わりなく利用者の健康状態を的確に把握し家族との連絡を密にとり利用者の状況変化に対応できるように努める。

特に今年度については、職員における体調変化時における入社する前の迅速な報告、連絡、相談が行えるよう周知徹底することを基本とし、同居家族も含めた健康状態の確認、入館時の検温、手指消毒、日々の健康チェックを徹底し、感染症の持ち込み、まん延防止に努める。

令和 4年度在宅サービス事業計画書

1 [基本計画]

平成18年4月1日より介護保険制度の改正により、介護予防事業が開始となり、各事業が介護サービス、介護予防サービスのサービス内容の違いを再認識し、個々の利用者のニーズにあわせたサービス提供に努め、在宅生活利用者の助長、社会的孤立感の解消、心身機能の維持向上に努める。更に在宅介護の支援として地域在宅福祉の拠点充実に努力する。また、令和2年度社会福祉法人湘南福寿会事業計画に基づき、介護保険制度とも十分に整合性を図り、職員一同より一層のサービスの充実を図る。

2 [運営計画]

通常と変わりなく施設の円滑な運営は職員相互の融和協調による職場の人間関係を保つことが最も重要である。施設内研修をはじめ職員会議、在宅会議、ケース会議、ケア会議、行事会議、サービス評価会議、給食会議等、実践に即したものを行なっていく。また、各事業が新規利用者獲得のため、魅力あるサービス内容の検討、個々の利用者の特質に合わせた介護サービスを提供に努める。

特に今年度については、利用者の体調管理の徹底、及び同居ご家族における体調の確認することを基本とし送迎、訪問等からの帰園時におけるうがい、手洗い、消毒の徹底、及びサービス提供時間内、訪問中における感染症対策を徹底し、感染症の持ち込み及びまん延防止に努める。

(1) 居宅介護支援センター

居宅介護支援センターは、介護支援専門員により要介護状態等になった利用者が、可能な限り在宅においてその要する能力に応じ、自立した日常生活が営むことができるよう支援を行うことを基本とし、利用者・家族との協議によりサービスの選択に基づき関係市町村地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。また、利用者の意思及び人権を尊重して常に利用者・家族の立場に立って、利用者に提供される居宅サービスが特定な種類の居宅サービス事業者に不当に偏ることのないよう公正中立に行うことに努める。

特に今年度においては、茅ヶ崎市はもちろん、営業地域に掲げている市、町についても積極的な営業活動、依頼から契約、サービス提供に至るまでの期間短縮を図ることを基本とし、「1件中止になった際は迅速に1件受託する」という意欲を持ち、年間を通して安定した経営状態が維持できるよう努める。

① 基本指針

- ア. 各サービスについて、6ヶ月平均で同一法人紹介率が80%以上を超えることによる減算が生じないように、常に現状の紹介率を念頭におくことを基本とし、幅広い情報収集を行い、個々の利用者の状況や環境に応じた情報提供が行えるよう努める。
- イ. 訪問の際における入出時の手指消毒、マスク着用、及び帰園時におけるうがい、手洗い、消毒を徹底し、利用者への感染防止、事業所内への持ち込み、まん延防止に努める。
- ウ. 厚生労働省介護保険最新情報、介護情報サービス神奈川、茅ヶ崎市ホームページ等において適時最新情報を収集し、より現状に沿った適切なケアプラン作成が行えるよう努める。
- エ. 計画書における目標期間設定について、一定期間に限定することなく、個々の利用者の課題や問題等を考慮し期間設定を行い、より適切なケアプラン作成が行えるよう努める。

② 年度目標

- ア. 現状の受託件数を維持、増加し、下回らぬよう努め安定した運営が維持できるよう努める。

- イ. 止むを得ず感染症が発症してしまった利用者については、本人は基よりその同居家族も含めて、可能な限り生活状況の悪化、病状の重症化が生れないよう関係各機関と連携を図る。
- ウ. 可能な限り2週間程度先までの予定を調整し燃料費の節約、時間の無駄が生じることがなく、より円滑に業務が遂行できるよう努める。

③ 研修計画

月	研修内容
4月	接遇、緊急時及び災害発生時の対応について
6月	認知症利用者との関わりについて
8月	人権侵害、虐待防止について
10月	感染症予防と発生時の対応について
12月	身体拘束について
2月	苦情対応、サービス提供事業者、地域包括支援センター等との連携について
3月	事故防止について
特記	<ul style="list-style-type: none"> * 困難事例等については適時全体で検討していく * 年に4回個々の業務チェックと、年に2回の事業所評価を行う * 個々が研修へ出席した際は、適時事業所内情報共有を図る

(2) 地域密着型通所介護事業、・日常生活支援総合事業

ケアセンターアザリアホーム地域密着型通所介護事業、・日常生活支援総合事業運営規定に基づき、利用者の要介護、要支援状態等がいかなる場合でも、通所サービスを提供することにより、利用者の自立的生活の助長、心身機能の維持向上、家族の身体的・精神的な負担の軽減を図るように努める。ニーズの多様化に伴い、サービスメニューの充実及び円滑な実施(年間行事予定表のとおり)、職員の資質の向上に努めるとともに、常に利用者の立場に立つ信頼と安心の見える介護を目指し。

特に今年度においては、居宅介護支援事業所に空き情報の提供を多く行い利用者数の増加を図ることを基本とし、行事やレクリエーションの内容等を紙面で作成し、居宅支援事業所や地域に配布し新規利用者数の獲得に努める。また、感染症については現状に慣れることなくこれまで同様に感染症対策を徹底し利用者、家族が安心してサービスが受けられるよう努める。

① 基本指針

- ア. 職員は入社時の検温、うがい、手洗い、マスク着用を徹底し、体調変化時は早期報告、受診し感染症の持ち込み、蔓延防止に努める。
- イ. 利用者については、当日朝に検温を依頼、送迎時はマスク着用、入館時は検温、手指消毒を行い、感染症の持ち込み、蔓延防止に努める。
- ウ. 職員、利用者共に午後のレクリエーション前には手指のアルコール消毒を行い、感染症の蔓延防止に努める。
- エ. 大雨、積雪等営業に係る事由については早期相談、早期調整できるように努める。
- オ. 利用者の移動時等の見守りを徹底し事故防止に努める。

②、年度目標

- ア. 個々の現利用者にもアリアに行けばいいからと、何か一つでも楽しみを見つけていただき継続して利用していただけるよう努める。
- イ. 送迎時、連絡帳等を通じ情報交換を密に行い、家族の希望を受け止め信頼関係を築くと同時に、安心してサービス利用していただけるよう努める。
- ウ. 利用者個々の意向、趣味等の情報収集を行い、レクリエーション活動を通じて、張りの

める日常生活を達ついくにけるよつ努めると同時に、身体機能の維持、向上に努める。

エ. 迎えから送りまでの責任を再認識し送迎車の運転方法、移動介助等についても細心の注意を払い、女王は業務実施が行えるよつ努める。

オ. 送迎車内外の清掃を定期的に行い、より快適なサービス提供が行えるよつ努める。

ノ 職員研修

月	研修内容	月	研修内容
4月	身体拘束と防止について	10月	感染症及び蔓延防止について
5月	食中毒予防について	11月	プライバシー保護について
6月	熱中症と予防について	12月	倫理及び、法令順守について
7月	個人情報保護について	1月	虐待防止について
8月	認知症及び認知症ケアについて	2月	事故発生時、緊急時の対応について
9月	非常時、災害時の対応について	3月	事故防止について
特記	* 困難事例等については適時行っていく。		

イ 行事計画

4月	制作レク(端午の節句)・3色団子作り
5月	菖蒲湯・端午の節句の会(柏餅風どら焼き作り)
6月	・梅ジュース作り・制作レク(七夕飾り作り)
7月	メロンゼリー作り・制作レク(提灯)
8月	・かき氷の会・すいか割り
9月	・敬老会・十五夜だんご作り
10月	・運動会風スポーツレク・南瓜茶巾風作り
11月	・制作レク(ちぎり絵)、スイートポテト作り・風
12月	・柚子湯・制作レク(クリスマス)・クリスマス会
1月	・新年祝会・制作レク(絵馬・破魔矢)・どんど焼き
2月	・節分豆まき・制作レク(桃の節句)・あんこサンド作り
3月	・ひな祭りの会(桜もち作り)
月 例	・誕生会・季節の壁面制作
日 課	・ビデオ体操・早口言葉・ゲームレク・スポーツレク

(3)給食サービス事業

家庭において炊事の文度の困難者、いわゆる独り暮らし高齢者、高齢者世帯(以下「独居高齢者等」という。)に対し、栄養のバランスに配慮したサービス提供を行い、現利用者に利用を継続していただけるよう、一人ひとりに合った食事形態、食物アレルギーへの対応、配食時間の変更等臨機応変且つ迅速な対応に努める。

特に今年度においては、新型コロナウイルス感染症が利用者に影響が及ばないよう、配食員における感染症対策の徹底し、より女王は長事提供が行えるよつ努めることを基本とし、利用者からのサービスの追加、受け渡しの際における要望等について、栄養課内全体で情報を共有し迅速に対応できるよう努める。

①、基本指針

ア. 栄養バランスに配慮した献立はもちろんのこと、季節を感じる食材や新メニューを取り入れ、食事を日々の楽しみの一つとしていただけるようなサービス提供に努める。

イ. 利用者、その他利用者に関わる家族等における個人情報の取り扱いには細心の注意を払い取トラブルの防止を図る。

ウ. 食事や容器の衛生管理は基より、正しいマスクの着用、配食前の検温、配食中の手指

消毒、手袋着用を徹底し感染症対策に努める。

エ. 食券販売の際は金銭の取り扱いに十分注意し、利用者やその家族等との金銭トラブルの防止に努める。

②、年度目標

ア. 献立の一部で時間の経過により味に影響が出てしまう料理は、施設利用者とは別メニューに変更し、より満足していただけるサービス提供に努める。

イ. 配食員が変更する際は、利用者に事前に説明し同意を得ることを基本とし、職員間で利用者の特徴や配食の際における注意点等の引継ぎを行い、利用者に不信感を与えないよう努める。

ウ. 配食員個々が感染症対策を徹底し、利用がうつることに対して不安感を抱かず、継続して利用していただけるよう努める。

エ. 利用者から食事に関する意見を聴取し、可能な限り希望メニューの反映、改善し、今まで以上に満足していただけるサービス提供に努める。

3 [環境整備]

施設内の美化とケアセンター内の整理整頓に努め、特に換気通気に注意する。
厨房については、衛生面に注意し、不潔にはならないようにする。

特に今年度については、昨年度に引き続き施設内の衛生管理体制を徹底し、ノロウイルス等の食中毒や、疥癬、インフルエンザ、新型コロナウイルス等の感染症防止に努める。

4 [健康管理]

通常と変わりなく利用者の健康状態を的確に把握し家族との連絡を密にとり利用者の状況変化に対応できるように努める。

特に今年度については、職員における体調変化時における報告、連絡、相談が迅速に行えるよう周知徹底することを基本とし、利用者については、利用7日前から当日における同居家族も含めた健康状態の確認、入館時の検温、手指消毒、日々の健康チェックを徹底し、感染症の持ち込み、まん延防止に努める。

令和 5年度特別養護老人ホームアザリアホーム事業計画書

1 運営方針

介護保険法に基づく介護老人福祉施設事業、短期入所生活介護サービス事業を実施する。

2 実施計画

介護保険法に基づき特別養護老人ホームアザリアホームは、介護老人福祉施設アザリアホーム運営規程とアザリアホーム短期入所生活介護サービス運営規程により、福祉向上に努めるものとする。

3 基本理念

介護保険制度下において可能な限り居宅における生活への復帰を念頭において、入浴、排泄、食事等の介護、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行なうことにより、入所者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにすることを目指し、入所者の意思及び人格を尊重し、常にその者の立場に立ってサービスを提供し、地域や家庭との結びつきを重視した運営に努めるものとする。また、介護保険制度下において、施設サービス計画に基づき、利用者の個々のニーズに合わせた適切なサービスを基本とし身体的、精神的に安定した日常生活が送れるよう援助し、居室のユニット化により利用者のニーズや特質を把握し、個々の処遇の統一化を図り、利用者主体のサービス提供を目指すものとする。更に、理学療法士、作業療法士による機能訓練等により残存機能の維持、向上に努める。

4 基本方針

- ① 利用者については、身体拘束については禁止を大前提とした中、緊急止むを得ず実施せざるを得ない際は、代替対策等の十分な検討を実施、その結果を記録、日々の状態観察を徹底、及び会議の充実化を図り、実施者ゼロに向けた取り組みに努め、併せて事故の発生、事故の発生に至る危険性がある事態が生じた場合には、即時その発生原因の分析を行い、再発防止を図り、より安心且つ安全な生活が継続できるよう努める。また、認知症利用者については、人権の尊重を再認識し個々の問題行動を的確に把握し安心した集団生活を送れるよう努める。更に、新型コロナウイルス感染症に対する感染症対策が緩和されつつある折、入所者の健康、安全を最優先に捉え、引き続き感染症の持ち込み、蔓延防止に努める。
- ② 経営については、個々の職員が介護保険制度の理解及び、経営状況を念頭に置くことを基本とし、一つ一つの消耗品について無駄の軽減、解消意識を持った中で就業し、改善可能と思われる事柄については積極的に改善点の提案、改善ができるよう努める。また、各種車椅子、浴槽等機器類は適切且つ丁寧に使用し人的要因による故障の減少に努める。
特に今年度においては、入所については、入所待機者数が減少している折、FAXや電話等を活用し療養型医療機関、介護老人保健施設、居宅介護支援事業所等への情報提供を通して待機者数の増加に努めることを基本とし、入所待機中の方における関係事業所とも連絡調整を密に行い円滑に入所できるよう努める。また、入院中者について関係医療機関、家族等と積極的な相談の機会を設け、より適切な時期での退所を調整し空所期間の減少に努める。
- ③ 感染症対策について、職員における感染症対策については平素の手洗い、うがい、消毒は基より、分散し黙食での食事摂取、喫煙所の利用人数制限、更衣室でのマスク着用等感染症対策を徹底し、「感染症に罹らない」、「感染症を広げない」よう努める。また、入所者においては、平素の状態変化の早期発見、早期対応は基より、可能な限り体面を避けた座席配置、居室ごとの入浴実施、感染症が疑われる際の早期隔離対応等を行い蔓延防止に努める。

- ④ 防災については、地域、関係各機関等との非常事態の際における協力体制の構築に努める。また、定期的な火災、地震発生時における訓練の充実を図ることを基本とし、土砂災害、風水害、武力攻撃事態等の際における対応についても体制を整備し、より安全な施設運営が行えるよう努める。
- ⑤ 職員については、先輩、後輩、雇用形態を問わず意見を述べやすい環境作りに努めることを基本とし、職員個々の介護技術、対応により施設全体の評判が低下し、結果として経営状態も低下する可能性があることを認識し、平素の業務を通じた中での積極的な技術指導、研修へ参加した際におけるフィードバック等を行い、職員全体の質の向上に努める。
- ⑥ 短期入所生活介護については、営業地域内における居宅介護支援事業所、包括支援センター等に積極的に空き情報を提供することはもちろん、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、急性期医療機関等へも積極的に空き情報を提供し利用者数の増加に努める。また、入所前における家族を含めた体調の確認を徹底し、感染症の持ち込み防止に努める。

5、基本指針

- 一、身体拘束について、「禁止」ということを再認識し、やむを得ず行わなければならない際は、入所前における代替策の検討、緊急やむを得ず行う際の検討・記録、実施中の経過記録、解除に向けた検討・記録の徹底を図り、身体拘束ゼロに努め、より介護保険制度に沿った事業所運営が行えるよう努める。
- 二、事故防止について、事故には至らないが危険を感じたケースや、実際にやむを得ず発生してしまった事故については、職員個々が危機意識を持ち、早期に報告・記録・情報共有・防止策の検討を行い再発防止を図り、より安全な生活環境作りに努める。
- 三、施設介護支援専門員、短期入所担当者が日々の連携を図り、より効率的な居室使用を行うことを基本とし、長期入所者の空所居室についてもより効果的に活用し空所居室の減少に努める。
- 四、入社時の検温、手洗い、うがい、消毒は基より、食事やおやつ介助時等利用者と止むを得ず対面で接する際のフェイスシールド着用、定期的な施設内の換気、利用者同士がソーシャルディスタンスが保つことができる環境を整備、維持し、感染症の持ち込み及び蔓延防止に努める。
- 五、業務変更を実施する際は、職員目線に捉われず、入所者の生活の質や身体機能の低下、精神的苦痛等が生じないように、入所者本位での変更を行うよう務める。

6 年度目標

- 一、EPA介護福祉士候補者、介護技能実習生等、個々の技術習得状況、コミュニケーション能力を把握、及び親切丁寧に指導し個々の資質向上に努める。
- 二、雇用形態、勤務年数、役職等を問わず、職員個々が誰とでも気兼ねなく話せる職員関係作りに努める。
- 三、トイレ、手すりなど利用者や直接触れる個所や共用部の清掃、消毒を徹底し、衛生的な施設内環境の維持に努める。
- 四、汚物除去機、乾燥機、車椅子等使用機器については、適切な且つ丁寧な使用を心がけ、安全な状態で可能な限り継続的に使用できるよう努める。

7 計画

① 職員研修

月	研修内容
4月	認知症利用者とのコミュニケーション
6月	介護技術(食事・排泄)
8月	人権侵害、虐待防止について
10月	感染症対応について(インフルエンザ等の予防・対応方法)
12月	身体拘束について
2月	介護技術(入浴・移動・移乗)
3月	事故防止について
特記	* 新型コロナウイルス感染症の終息状況を考慮し回覧や、少人数開催で複数回実施等実施方法を調整する。

② クラブ活動

クラブ名	実施日	実施内容
貼り絵クラブ	毎週火曜日	季節感のある作品作りをする
スポーツクラブ	毎週金曜日	体を動かすことによる気分転換及び他者との交流を図る
リハビリクラブ	毎週水曜日・土曜日	個々の状態に応じた機能訓練を行い筋力の低下防止を図る

③ 行事

新型コロナウイルス感染症の影響にて外出行事の実施が困難なため、施設内において実施可能なクラブやレクリエーションの充実、回数の増加を図り、入所者のストレス軽減、楽しみのある生活環境づくりを行うことを基本とし、終息状況を考慮しながら臨機応変に可能な外出行事やボランティアの受入れ等を調整し、充実した生活が維持できるよう努める。

年間行事予定

施設行事	新型コロナウイルス感染症の終息状況により調整	
	施設内	外出
4月	・押し花作り・花見(屋上)	新型コロナウイルス感染症の終息状況により調整
5月	・菖蒲湯 ・端午の節句	
6月	・梅ジュース作り	
7月	・外気浴(屋上・ベランダ)	
8月	・スイカ割り ・ かき氷の会	
9月	・ビデオ鑑賞会	
10月	・外気浴(屋上・ベランダ)	
11月	・外気浴(屋上・ベランダ)	
12月	・柚湯 ・ クリスマス	
1月	・まとい見物 ・どんど焼き ・書初め	
2月	・節分	
3月	・ひな祭り	
月 例	・誕生会 ・散髪、PT、OT、ボランティアは新型コロナウイルス感染症の終息状況により調整	

④ 給 食

新メニューの提案や季節を感じるバラエティに富んだ温かく、安心且つ安全な食べやすい食事を提供できるように努めることを基本とし、調理員により料理の質の偏りがないよう調理工程の確認・改善、味付けの統一や見直しに取り組み、食事全体を通して入所者に満足いただけるサービス提供に努める。また、当然のことながら二度と食中毒を起こさぬよう手洗い、消毒はもちろん、食材保存管理や調理温度管理に努める。

特に今年度においては、感染症対策について、個々の職員が高齢者施設で働いていることを再認識し、勤務外についても体調管理を徹底し施設内への持ち込み及び蔓延防止に努める。

年間行事食予定

4月	春のちらし寿司、イースター
5月	端午の節句・母の日食
6月	父の日食
7月	七夕食・土用の丑の日食
8月	冷たいおやつ(アイスクリーム、かき氷)
9月	防災食・敬老の日お祝い膳
10月	ハロウィン(かぼちゃ料理)
11月	秋の炊き込みご飯
12月	冬至・クリスマス食・年越しそば
1月	おせち料理・七草食・鏡開き(おしるこ)
2月	節分ちらし寿司、バレンタイン
3月	ひな祭り食・ホワイトデー
月例	誕生会食・選択食・カレーの日

⑤ 環境

施設内の美化・環境衛生を充実させ、利用者身辺の整理整頓等に注意する。また、昨年度に引き続き、施設内の消毒、清掃等衛生管理体制を徹底しノロウイルス等の食中毒や、疥癬等の感染症の防止に努める。

特に今年度については、昨年度に引き続き館内全体の消臭を徹底し、爽快感のある環境作りに努めることを基本とし、施設内の消毒、清掃等衛生管理体制を徹底しノロウイルス等の食中毒や、疥癬等の感染症の防止に努める。

⑥ 健康管理

利用者個々の既往・現病等を的確に把握し、嘱託医師と連携を図り疾病の予防に努めることを基本とし、日々における全身状態の観察を徹底し疾病の早期発見、早期対応に努める。

また、新型コロナウイルス、ノロウイルス、インフルエンザ等の感染症における主治医からの情報提供、地域の実情収集、国や県等からの通知確認を早期に行い、より適切な時期に予防対策を実施すると同時に、職員の体調にも注視し、体調変化の訴えや疑われる職員については早期対応、指導の徹底に努める。

特に今年度については、手洗い、消毒、適切なマスク及びフェイスシールドの着用等を行うことはもちろん、職員の体調管理について、同居家族も含めて風邪症状や微熱など変化が見られる際は入社前に連絡、相談ができる体制を確立すると同時に、相談しやすい関係作りを行い、感染症の持ち込み防止に努める。

議案第12号

平成11年度社会福祉法人湘南福寿会事業計画

福寿会事業計画書」、「平成11年度特別養護老人ホームアザリアホーム事業計画書」、「平成11年度アザリアホームケアセンター事業計画書」に定めるところによる。

平成11年3月19日

社会福祉法人湘南福寿会
理事長 小林 義之

提案理由 本案は、社会福祉法人湘南福寿会定款第16条の規定により提案する。

平成11年度社会福祉法人湘南福寿会事業計画書

事業計画

社会福祉法人湘南福寿会が平成元年11月20日付けにより社会福祉事業法第29条による認可を受け設立、本法人が経営する特別養護老人ホームアザリアホームが平成2年5月1日に開設し措置入所事業を開始、その後老人短期入所事業を平成2年7月1日より開始、ミドルスティ事業を平成4年度より実施し本年度についても国のモデル事業として行う。

又、本法人が経営するアザリアホームケアセンターが平成2年9月1日に開設しデイサービス事業を開始、その後家庭奉仕員派遣事業を平成2年10月1日より開始、在宅老人等給食サービス事業を平成3年7月1日より開始、在宅介護支援センター事業を平成5年4月1日より開始、施設入浴サービス事業を平成6年7月1日より開始、保健・医療・福祉サービス・ウィークリープラン（週間介護計画）作成チーム運営事業を平成7年4月1日より開始する。

今年度より施設入浴サービス事業は廃止となり、デイサービス事業に吸収する。

1 基本理念

全役職員が「人間尊重」の精神にのっとり基本的人権を尊重し、人と人のつながりである「和」を充実させ、常に豊かで快適な生活の確保に努め、老人福祉事業にとりくむ。

「ノーマライゼーション」と「インテグレーション」を概念におき、快適な生活の保障と阻害の予防を確保し安定した生活が送れるように努め、老人福祉事業にとりくむ。

2 事業方針

- ・特別養護老人ホームアザリアホーム措置入所事業の運営。
- ・老人短期入所事業アザリアホーム（茅ヶ崎市、藤沢市、高座郡寒川町、鎌倉市、大和市委託）の運営。
- ・アザリアホームケアセンター在宅老人デイサービス事業（茅ヶ崎市委託）の運営。
- ・アザリアホームホームヘルパー派遣事業（茅ヶ崎市委託）の運営。
- ・アザリアホームケアセンター在宅老人給食サービス事業（茅ヶ崎市社会福祉協議会委託）の運営。
- ・アザリアホーム在宅介護支援センター事業（茅ヶ崎市委託）の運営。
- ・アザリアホーム保健・医療・福祉サービス・ウィークリープラン（週間介護計画）作成チーム運営事業（茅ヶ崎市委託）の運営。

3 基本方針

高齢者を迎え、新たな高齢者制度として介護保険法が平成9年12月9日の臨時国会で可決成立し、平成12年4月から施行される。介護保険制度の創設は社会福祉法人を取り巻く環境を激変させ、現行の措置制度の下で運営されてきた法人経営が介護保険導入を機に大きな転換を迫られており、新しい未経験の対応をしていかなければならない。本法人も良質の介護サービスを提供していくことにあり、地域における総合的な福祉サービスの提供を拠点として、施設機能の充実と在宅福祉サービスのより一層の展開を図ると共に、公的介護による制度上の変化を視野に入れながら、施設福祉及び在宅福祉をつうじて老人福祉の向上に一層の精進をしていくものとする。

4 運営方針

- (1) 入所者及び利用者については、健康管理、処遇の充実強化と実態に即したきめ細かな配慮に努力するものとする。
- (2) 老人のニーズの変化に合わせ有効的な利用がなされ、常に豊かで快適な生活の確保と保障がなされるように努力するものとする。
- (3) 入居者及び利用者の生命が安全に守られ安らかな安定した環境と個人としての自由と、集団・社会との関係が調整・保障される環境が提供できるように努力するものとする。
- (4) 老人福祉について積極的な熱意と能力を有する職員によって、適切な処遇が行えるように努力するものとする。
- (5) 入居者及び利用者が張りのある日課によって日々充実した生きがい・喜びのある生活が送れるよう、長期的な計画を立案し、それに基づいて施行されるように努力するものとする。

5 予算

本部会計の平成10年度予算は、収入支出の総額56,128,000円で、前年度総額56,620,000円に比較し492,000円減となる。

平成11年度社会福祉法人湘南福寿会収支予算

平成11年度社会福祉法人湘南福寿会本部会計収支予算は、次に定めるところによる。

(収入支出予算)

第 1条 収入支出予算の総額はそれぞれ56,620,000円とする。

第 2条 収入支出予算の科目の区分及び当該区分ごとの金額並びに予算に関する説明は、「平成11年度本部会計収支予算書」による。

平成11年度社会福祉法人湘南福寿会施設会計収支予算は、次に定めるところによる。

(収入支出予算)

第 1条 収入支出予算の総額はそれぞれ251,300,000円とする。

第 2条 収入支出予算の科目の区分及び当該区分ごとの金額並びに予算に関する説明は、「平成11年度施設会計収支予算書」による。

平成11年度社会福祉法人湘南福寿会在宅会計収支予算は、次に定めるところによる。

(収入支出予算)

第 1条 収入支出予算の総額はそれぞれ87,020,000円とする。

第 2条 収入支出予算の科目の区分及び当該区分ごとの金額並びに予算に関する説明は、「平成11年度在宅会計収支予算書」による。

平成11年3月19日

社会福祉法人湘南福寿会
理事長 小林 義之

提案理由 本案は、社会福祉法人湘南福寿会定款第16条の規定により提案する。

く
え

与

1

と

は

)

役員会会議日程

社会福祉法人湘南福寿会

(日時) 平成11年3月19日 金曜日 午後4時

(場所) アザリアホーム会議室

日程第1 議案第 8号 社会福祉法人湘南福寿会経理規程の一部を改正する規程

日程第2 議案第 9号 社会福祉法人湘南福寿会就業規則の一部を改正する規程

日程第3 議案第10号 社会福祉法人湘南福寿会臨時職員就業規則の一部を改正する規程

日程第4 議案第11号 社会福祉法人湘南福寿会給与規程の一部を改正する規程

日程第5 議案第12号 平成10年度施設会計収支補正予算

日程第6 議案第13号 平成10年度在宅会計収支補正予算

日程第7 議案第14号 社会福祉法人湘南福寿会平成11年度事業計画

日程第8 議案第15号 社会福祉法人湘南福寿会平成11年度収支予算

日程第9 その他

平成10年度社会福祉法人湘南福寿会本部会計収支補正予算(第2次)

平成11年度社会福祉法人湘南福寿会本部会計支出補正予算(第2次)は、次に定めるところによる。

(収支補正予算の補正)

第1条 収入支出予算の総額に収入支出それぞれ600,000円を追加し、収入支出予算の総額を収入支出それぞれ57,220,000円とする。

第2条 収入支出予算の科目区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の収入支出予算の金額及び予算に関する説明は「平成11年度本部会計収支補正予算書」による。

平成11年3月19日

社会福祉法人湘南福寿会
理事長 小林 義之

提案理由

本案は、社会福祉福祉法人湘南福寿会定款第16条の規定による。

平成11年度社会福祉法人湘南福寿会施設会計収支補正予算(第2次)

平成11年度社会福祉法人湘南福寿会施設会計支出補正予算(第2次)は、次に定めるところによる。

(収支補正予算の補正)

第1条 収入支出予算の総額に収入支出それぞれ5,500,000円を追加し、収入支出予算の総額を収入支出それぞれ256,800,000円とする。

第2条 収入支出予算の科目区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の収入支出予算の金額及び予算に関する説明は「平成11年度施設会計収支補正予算書」による。

平成11年3月19日

社会福祉法人湘南福寿会
理事長 小林 義之

提案理由

本案は、社会福祉法人湘南福寿会定款第16条の規定による。

平成10年度社会福祉法人湘南福寿会在宅会計収支補正予算(第2次)

平成11年度社会福祉法人湘南福寿会在宅会計支出補正予算(第2次)は、次に定めるところによる。

(収支補正予算の補正)

第1条 収入支出予算の総額に収入支出それぞれ600,000円を追加し、収入支出予算の総額を収入支出それぞれ57,220,000円とする。

第2条 収入支出予算の科目区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の収入支出予算の金額及び予算に関する説明は「平成10年度在宅会計収支補正予算書」による。

平成11年3月19日

社会福祉法人湘南福寿会
理事長 小林 義之

提案理由

本案は、社会福祉法人湘南福寿会定款第16条の規定による。

議案第11号

社会福祉法人湘南福寿会給与規程の一部を改正する規程

社会福祉法人湘南福寿会給与規程(平成2年3月1日制定)の一部を次のように改正する。

第 3条中「別表(1)」を別紙のように改める。

第 8条第2項中「別表(5)」を別紙のように改める。

第23条中「扶養手当、調整手当及び管理職手当」を「扶養手当及び管理職手当」に改める。

付 則

- 1 この規程は平成10年3月19日から施行し、第3条、第8条2項については平成10年4月1日(以下「適用日」という。)から適用する。第3条、第8条2項については平成10年4月1日から適用し、第23条第2項については平成11年4月1日から適用する。
- 2 この規程の施行前に適用日からこの規程の施行日の前日までの間に改正後の規程の適用を受ける職員に対し既に支払われた給与は、この規程による改正後の給与規程に基づく給与の内払いとみなす。

平成11年3月19日

社会福祉法人湘南福寿会
理事長 小林 義之

提案理由

本案は国家公務員給与改定に伴い老人保護措置費の単価改正により適切な運営を実施するよう職員給与を改定するため提案する。

別表(1) {給料表}

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
号級	円	円	円	円	円

1	136,500	161,200	199,400	253,400	325,600
2	139,900	168,300	207,500	262,100	337,300
3	143,500	175,800	216,200	271,700	349,700
4	147,300	183,600	225,200	281,700	362,400
5	151,400	191,500	234,200	291,800	374,700
6	155,900	199,300	243,100	301,500	386,900
7	161,100	206,900	251,700	310,800	399,000
8	167,400	214,300	259,800	320,000	411,000
9	174,100	221,500	267,600	329,000	422,900
10	181,000	228,600	275,300	337,900	434,500
11	187,800	235,600	282,900	346,700	445,800
12	194,500	242,500	290,500	355,400	456,600
13	200,900	249,200	298,000	364,000	466,700
14	206,600	255,500	305,400	372,500	475,800
15	211,700	261,200	312,700	380,700	483,900
16	216,300	266,800	319,900	388,600	491,300
17	220,500	271,700	326,900	395,400	498,100
18	224,500	276,600	333,400	401,200	504,300
19	228,300	281,300	339,200	406,300	509,900
20	232,000	285,800	344,300	410,900	514,900
21	235,500	290,100	348,808		
22	238,700	293,900	352,900		
23	241,600	297,200	356,500		
24	244,000	300,000	359,800		
25	246,100	302,500	362,700		

給与改正新旧对照表

現行扶養手当

配偶者	16,500円
配偶者以外の扶養親族のうち2人まで1人につき	6,500円
配偶者がいない職員の扶養親族のうち2人まで1人につき	11,000円
その他の扶養親族	2,000円
扶養親族たる子のうち15歳に達する日後の最初の4月1日か22歳に達する日以後の最初の3月31日まで1人につき	4,000円加算

改正扶養手当

配偶者	現行どおり
配偶者以外の扶養親族のうち2人まで1人につき	現行どおり
配偶者がいない職員の扶養親族のうち2人まで1人につき	現行どおり
その他の扶養親族	現行どおり
扶養親族たる子のうち15歳に達する日後の最初の4月1日か22歳に達する日以後の最初の3月31日まで1人につき	5,000円加算

議案第11号

社会福祉法人湘南福寿会就業規則の一部を改正する規程

社会福祉法人湘南福寿会就業規則(平成2年3月1日制定)の一部を次のように改正する。

第3条中(3)を削り、(4)を(3)とし、(5)を(4)に繰り下げる。

第41条第2項中「その後1年を超えるごとに1労働日を加算した有給休暇が与えられる」を「その後1年を超えるごとに全労働日の8割以上を出勤した者について次表で定める日数を与える」に改め同条2項の次に次の表を加える。

平成11年3月19日

社会福祉法人湘南福寿会
理事長 小林 義之

提案理由

本案は労働基準法の1部改正に伴う有給休暇の改正及び介護保険制度に対応するための改正にもとづき提案する。

議案第11号

社会福祉法人湘南福寿会臨時職員就業規則の一部を改正する規程

社会福祉法人湘南福寿会臨時職員就業規則(平成2年3月1日制定)の一部を次のように改正する。

第 7条中表を次表に改める。

平成11年3月19日

社会福祉法人湘南福寿会
理事長 小林 義之

提案理由

本案は労働基準法の1部改正に伴う有給休暇の改正にもとづき提案する。

|

)

別表(1) [給料表]

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
号級	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額

	円	円	円	円	円
1	137,200	162,200	200,400	253,900	325,700
2	140,600	169,300	208,500	262,400	337,400
3	144,200	176,900	217,400	272,300	349,800
4	148,000	184,700	226,400	282,300	360,100
5	152,200	192,600	232,800	290,400	369,700
6	156,900	200,400	237,200	297,900	379,100
7	162,100	206,300	245,000	305,200	388,300
8	168,400	209,200	252,700	312,400	397,300
9	173,000	215,600	258,500	319,500	406,200
10	176,100	221,500	262,800	326,500	415,000
11	182,000	226,300	269,300	333,400	423,700
12	186,500	230,200	275,600	340,200	432,200
13	189,800	236,600	280,300	346,900	440,600
14	195,500	241,000	284,800	353,400	448,800
15	199,400	245,300	291,000	359,700	456,800
16	202,500	249,400	296,300	365,800	464,500
17	207,200	253,900	301,500	371,700	471,900
18	211,800	258,300	306,600	377,500	478,900
19	215,700	262,600	311,600	383,200	485,500
20	219,400	266,800	316,500	388,800	491,900
21	222,900	270,900	321,300		
22	226,300	274,800	326,000		
23	229,600	278,600	330,600		
24	232,700	282,300	335,100		
25	235,700	285,900	339,400		

号級改正について

号級については今回改正があり、詳細については「給与改正新旧対照表」による。

令和5年度社会福祉法人湘南福寿会事業計画書

事業経過

社会福祉法人湘南福寿会が平成元年11月20日付けにより社会福祉事業法第29条による認可を受け設立、本法人が経営する特別養護老人ホームアザリアホームが平成2年5月1日に開設し措置入所事業を開始、その後老人短期入所事業を平成2年7月1日より開始、ミドルスティ事業を平成4年度より実施し平成12年3月31日まで行なった。

又、本法人が経営するアザリアホームケアセンターが平成2年9月1日に開設しデイサービス事業を開始、その後家庭奉仕員派遣事業を平成2年10月1日より開始、在宅老人等給食サービス事業を平成3年7月1日より開始、在宅介護支援センター事業を平成5年4月1日より開始、施設入浴サービス事業を平成6年7月1日より開始、保健・医療・福祉サービス・ウィークリープラン(週間介護計画)作成チーム運営事業を平成7年4月1日より開始する。

平成11年3月31日にて施設入浴サービス事業は廃止となる。

介護保険制度導入にともない、平成11年10月1日より居宅介護支援事業を開始。

介護保険制度導入にともない、平成12年3月31日にて保健・医療・福祉サービス・ウィークリープラン(週間介護計画)作成チーム運営事業は廃止となる。

平成12年4月1日より新たな介護保険制度に移行され、介護保険上の事業として特別養護老人ホーム措置入所事業は介護老人福祉施設入所サービス事業、デイサービス事業は通所介護サービス事業、短期入所事業は短期入所生活介護サービス事業、家庭奉仕員派遣事業は訪問介護サービス事業に変更となる。

平成13年1月1日より入所定員数の変更が認められ、介護老人福祉施設入所サービス事業の定員54名、短期入所生活介護サービス事業の定員16名として開始する。

給食サービス事業について平成13年10月1日より茅ヶ崎市社会福祉協議会との委託契約から茅ヶ崎市との委託契約に変更され、地域等依頼された中での運営から、新たに全地域の中で当事業所を希望された方への直送方式による経営に変更となる。

平成16年9月1日より新棟を東側に増築致して重度認知症者専用棟28床を増床し、介護老人福祉施設入所サービス事業としては54床から82床に変更され、介護老人福祉施設全体として入所82床、短期入所16床の併せて98床となる。

介護保険制度改正にともない、平成18年3月31日にて在宅介護支援センター事業は地域包括支援センターへ移行されたが、社会福祉法人として地域の困っている方々の一助となるよう、緊急相談等については継続していくものとする。

平成18年4月1日より介護保険制度改正により、介護予防サービス事業(介護予防通所介護サービス、介護予防訪問介護サービス、介護予防短期入所生活介護サービス、介護予防給付)が開始となる。

茅ヶ崎市と協議により、平成22年3月31日にて在宅介護支援センター事業は廃止となる。

平成23年6月1日より給食サービス事業について、昼夕選択性の配食に変更となる。

訪問介護・介護予防訪問介護サービス事業について、平成28年3月31日をもって事業を休止する。

通所介護事業について、利用定員が18名以下の事業所は、平成28年4月1日より地域密着型通所介護サービス事業となり、所管が市町村となり茅ヶ崎市となる。

訪問介護・介護予防訪問介護サービスについて、平成29年3月31日をもって事業は廃止となる。

給食サービス事業については茅ヶ崎市との委託契約で行われていたが、平成30年3月31日をもって委託契約が中止となり、その後平成30年4月1日をもって公益事業として実施する。

公益事業として行っていた給食サービス事業については、令和5年3月31日をもって廃止となる。

1 基本理念

介護保険制度の基、全役職員が「人間尊重」の精神に則り基本的人権を尊重し、人と人のつながりである「和」を充実させ、常に豊かで快適な生活の確保に努め、老人福祉事業に取り組む。

「ノーマライゼーション」と「インテグレーション」を概念におき、快適な生活の保障と阻害の予防を確保し安定した生活が送れるように努め、老人福祉事業に取り組む。

2 事業内容

- ・介護老人福祉施設アザリアホーム(重度認知症者棟28床を含む定員82名)の運営。
- ・アザリアホーム短期入所生活介護サービス事業、介護予防短期入所生活介護サービス事業(定員16名)の運営。
- ・アザリアホーム地域密着型通所介護サービス、介護予防・日常生活支援総合事業(定員10名)の運営。
- ・アザリアホーム居宅介護支援事業(介護給付、予防給付)の運営。

3 基本指針

急速な高齢化社会を迎え、これに対応すべく新たな制度として平成12年4月1日より介護保険制度が施行され、本法人も「措置」から「保険」へ、「運営」から「経営」へ、「利用者」から「お客様」への変革を全職員が認識し、精神誠意を基本として全職員の意識改革を図り、良質な介護サービスを提供できるよう努めることを基本とする。また、地域における総合的な福祉サービスの拠点となれるように、施設機能の充実及び在宅福祉サービスの充実をより一層図るとともに、老人福祉の向上に努める。更に、法人としての安定した運営には、職員一人一人が与えられた役割を理解し、「今、優先して何をすべきなのか」を考えて最善の結果となるよう努める。

特に今年度については、新型コロナウイルス感染症について、マスクの着用が緩和され季節性インフルエンザと同等の5類に変更となり、感染症対策に関する対応方法も刻々と変化していく年ではありますが、入所者、利用者の健康、安全を最優先に捉え、引き続き感染症の持ち込みや蔓延防止には最大限の注意を払い安心して生活が維持できるよう努める。また、人材難な中、一般求人広告による求人、EPA介護福祉士候補者や特定技能者の受入れ、経営状況を考慮した中での派遣職員の雇用等、さまざまな手段を講じて人材の安定化を図るよう努める。

4 業務方針

業務体制安定化のため、各部署の業務量に応じて職員数が多いと思われる部署から少ない部署への配置転換を適宜調整しより適切な職員配置を行うことを基本とし、経費削減、入院者数の減、円滑な入退所、及び入所待機者数の増加に努める。また、感染症蔓延に起因したサービス休止等の減額防止、介護職員、看護職員等運営上必要人数が定められている職員の欠員における介護報酬減算防止を図り、年間を通して安定した事業所運営が行えるよう努める。

特に今年度については、職員に対する公平で質の高い教育の提供、男女平等、福祉の推進等、SDGs(すべての人にとってより良い持続可能な開発目標)の実現に向けて可能なことから取り組むことができるよう努める。また、各業務については感染症の持ち込み及び蔓延防止を最優先に考えた中、「できない」ではなく「どうすれば安全にできる」かを検討し、入所者の生活がより充実したものとなるよう努める。

5 経営理念

介護保険制度施行の中で、安定した運営から充実した経営を図るにはISO9000及び9001の認定を取得できる体制が必要と考え、全事業及び全職員についての最低基準を定めたマニュアルを作成し、全職員が最低基準を守った中での実施から始め、より基準を高めた中での実施となるように努める。また、充実した経営はお客様満足によるものであり、個々のお客様を大切にすることで公平に扱い、料金を支払っても良いと思われるようなサービスの実施にあたり、評判等選ばれた中での利用者増加となるよう努める。更に、ITを重視した中で、ホームページ及び立看板等によってより多くの方々に施設を紹介し、利用されるお客様を増やせるよう努める。

6 法人運営

- | | | |
|-------------|--------------------|------------------------------|
| 理事会 | 年 4回(5月、9月、12月、3月) | * 但し、必要に応じて開催する |
| 評議員会 | 年 2回(6月、3月) | * 但し、必要に応じて開催する |
| 監事会 | 年 1回(5月) | * 但し、理事会及び評議員会に必ず出席し執行を監査する。 |
| 評議員選任・解任委員会 | | 必要に応じて開催する |

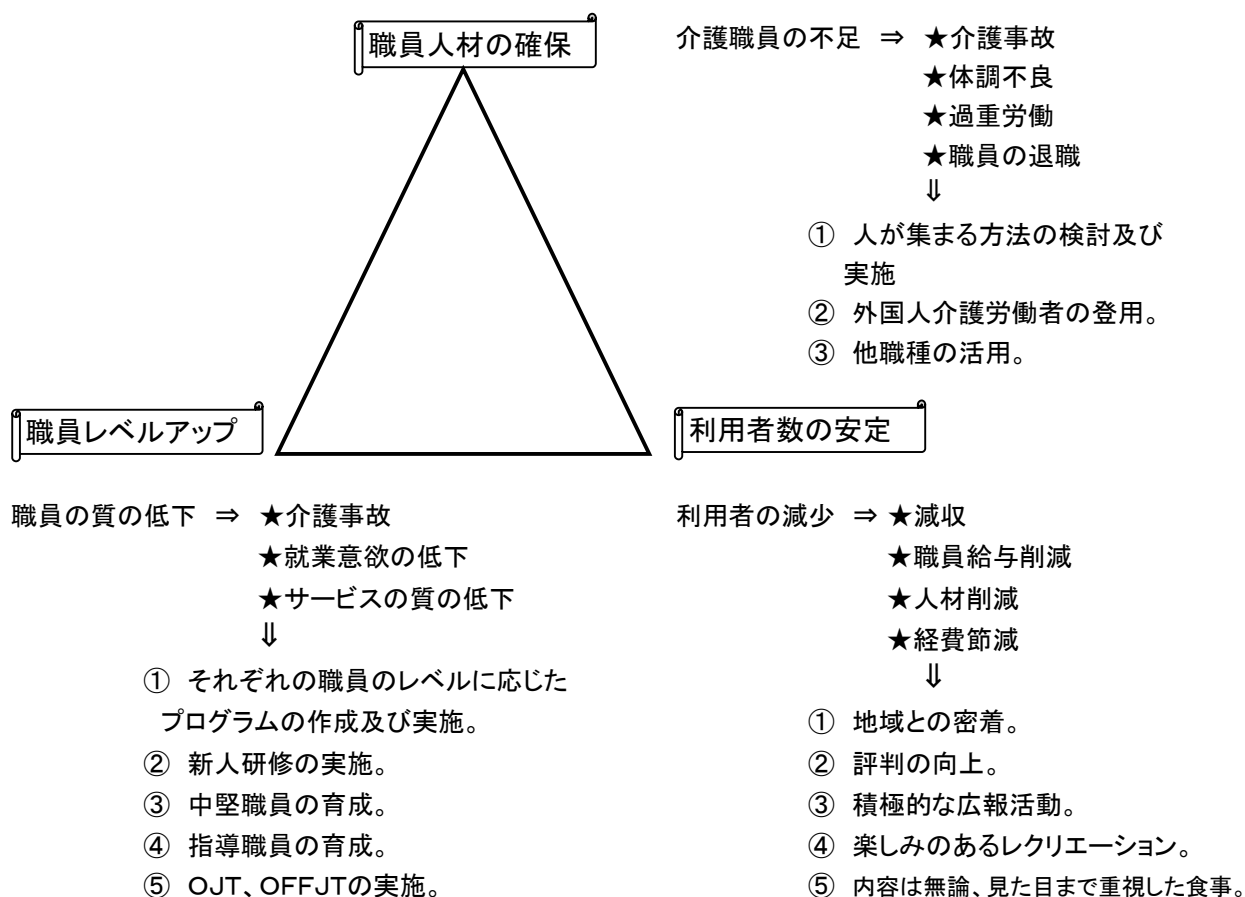
7 運営方針

- (1) 全職員がサービスの充実を図るため、利用者としてではなくお客様として対応するなかで誠心誠意をもってあたり、個々の職員が「何ができるのか」を考えて職務を遂行し、「結果につながるための行動を」を重視して実施にあたる。
- (2) 自分の身内にも利用を勧められる場所としての、職員として誇りをもてるサービス提供に努める。
- (3) 職員はお客様には笑顔をもって接し、適切な言葉を使い、自発的に言葉掛けを行い、依頼及び希望にそった形でのサービス提供にあたる。
- (4) 職員は報告・連絡・相談等を重視し、特にご意見及び苦情等に耳を傾け、サービスの向上に向けて大切に取り扱い、サービスの充実となるように努める。
- (5) 「アザリア職員の誓い」を呼称した中で、誓いを厳守して実施にあたる。

アザリア職員の誓い

- 1, われわれアザリア職員は、笑顔をもって親切丁寧に対応いたします
- 2, われわれアザリア職員は、皆様に公平平等に対応いたします
- 3, われわれアザリア職員は、社会福祉法人とし適切な対応をいたします

- (6) プロブレムソルビングにより職員の資質向上、安定化に努める。



- (7) 職員研修について、新型コロナウイルス蔓延による影響で外部研修が延期、中止となっている折、リモートやズームを活用したオンライン研修の情報提供、積極的な出席の促しを行うことを基本とし、今年度入社の新入については、新任研修、接遇研修等の施設内外の研修会等に参加し、介護職員としての基礎作りに努め、中堅職員については、神奈川県等で主催される介護技術研修会や認知症研修等に参加し、介護知識、技術の向上に努め、指導職員については、指導者育成研修、身体拘束、虐待等の研修会に参加し人材育成及び、更なる知識、技術の向上に努める。また、感染症防止対策を徹底した上で、施設内における身体拘束廃止、虐待防止、事故防止、人権侵害等の研修を実施し、全職員統一認識の下、より適切な運営が維持できるよう努める。

(8) ファイブゼロの実現を目指し、より安全で安心した生活環境の構築に努める。

[床ずれゼロ] [感染症ゼロ] [虐待ゼロ] [事故ゼロ] [苦情ゼロ]

8 経営方針

全職員が経営理念を念頭において、収入の増加と経費削減につながることを自覚し、安定した経営を目指す。

具体的には、サービスの利用実績があるものは全て請求漏れの無いようにし、特に国保連の請求漏れについては、可能な限り遡って報酬を得るようにする。又、経営分析を含み適正な人員配置を考慮し、全事業が利潤が出るように努める。

特に今年度については、入所、短期担当者がより連携し空所居室の解消に努めることを基本とし、入所申し込み時における利用者本人の経済状況、生活状況、家族との関わり等についてより詳細且つ適切な情報収集の実施により、必要に応じて連帯保証、支払いに関する制約等について書面で取り交わしを行い、徴収不能者が生じることなく徴収できるよう体制作りを努める。

9 業務方針

(1) 職員個々が積極的にオンライン化に対応できるよう知識、技術を取得に努めることを基本とし、各種会議、委員会の定期的な開催、施設内研修の充実、施設外研修への参加機会の確保を図り、より質の高い事業所運営が行えるよう努める。

(2) 職員個々が経営を意識し自発的に節水、節電対策が行えるよう体制作りを努める。

(3) 原則、「身体拘束禁止」を周知徹底し、やむを得ず実施する際は、身体拘束に至る前の代替策の検討、実施する際における、解除に向けた検討を充実させ、より現介護保険制度に沿った中、安心した生活が送れるよう努める。

(4) ひやりハットにおける報告内容の範囲の周知徹底、事故発生時におけるより適切な時期での行政への書類提出等を徹底し、より現介護保険制度に沿った事業所運営が行えるよう努める。

(5) 認知症の方々の特質の理解及び知識、介護技術の資質向上に努める。

(6) 限られた職員数の中、利用者に影響を及ぼさないことを前提に日々の業務内容の見直しを行い、より安定した業務が遂行できるよう努める。

10 事業目標

アザリアホーム事業の利用を必要とされている方々のため、より多くの方々に利用していただけるよう次により努める。

① 介護老人福祉施設アザリアホームについては、居室利用率として年間100%に近づけることを目指し、最低限90%以下にならないよう努める。

② アザリアホーム短期入所生活介護サービス事業、予防短期入所生活介護サービス事業については、一日平均として10名を目指し、7名以下にならないよう努める。

③ アザリアホーム地域密着型通所介護サービス事業、介護予防日常生活支援総合事業については、一日平均として6名を目指し、4名以下にはならないよう努める。

④ アザリアホーム居宅介護支援事業(介護給付、介護予防給付)については、月平均20件を目指し15件以下にならないよう努める。

11 重点課題

①、介護職員、看護職員等介護保険上配置人員数が定められている職種については、必要常勤換算数プラス1名以上の雇用、及び調理員、事務員等についても業務上必要数を雇用し、安定した運営が維持できるよう努める。

- ②、 在籍者数、登録者数ではなく日々の実利用人数に着眼し、早期改善点や検討課題を抽出、調整し、安定した経営状態が維持できるよう努める。
- ③、 長期入所者数82名、短期入所者数16名を分離した認識ではなく98名としての認識を持ち、担当者間で積極的な相談、調整を行うことにより居室の有効活用を行い、より安定した経営状態が維持できるよう努める。
- ④、 感染症蔓延防止対策の基本である平素の手洗い、うがい、消毒、適切なマスク、フェイスシールド着用等の対策を徹底し、蔓延することを起因とした入院やサービス休止による経営状態の悪化が生じないように努める。
- ⑤、 止むを得ず感染症が発生、蔓延してしまった際については、各関係各機関との密な調整、早期に対応策を検討、実施し、業務水準の低下や利用者へのサービス提供における質の低下が生じないように努める。

12 施設整備

施設設備維持のため、様々な箇所の修繕が必要となっており、昨年度に引き続き施設整備に努める。

13 会議予定

会議名称	実施予定回数	会議内容
法人役員会	年4回	理事会・評議委員会
職員会議	年2回	職員全体での調整
運営会議	月1回	各サービスの運営等についての検討
経営会議	月1回	各サービスの経営状況の把握、改善に向けた検討
衛生会議	月1回	衛生面全般の対応の調整、検討等
医務会議	年2回	緊急時対応、感染症対応等
給食会議	年1回	食事についての検討
防災会議	年1回	各訓練についての検討
入所判定会議	月1回	入所申請者の検討
在宅会議	月1回	在宅サービス間の調整
ケア会議	月1回	処遇全般に関する検討
ケース会議	月1回	入居者個々の問題についての検討
行事会議	月1回	月間行事についての検討
献立会議	月1回	前月の献立会議の内容を見直しながらの、月間献立内容の検討
地域密着型通所介護運営推進会議	年2回	活動報告、評価・要望・助言等の確認及び、今後の運営について

13 防災計画

実態に沿った防災訓練(年間防災計画のとおり)を実施することを基本とし、災害時における拠点としての役割を担うべく、茅ヶ崎市消防署及び堤地区第17分団との連携を図っていくと同時に、茅ヶ崎市との契約による災害時における要介護者等の緊急受入れ協定施設としての役割を果たせるよう、行政及び関係各機関等との連携を図り体制の構築に努める。

特に今年度については、あらゆる災害を想定しBCP(事業継続計画)を作成、周知し不測の事態の際においても事業活動に及ぼす影響が最小限に留められるよう努める。

年間防災計画

月	訓練項目	訓練内容
5月	消火訓練	消防署より消火器、的を借り、実際に消火器を使用した訓練。
7月	避難訓練(夜間想定)	夜間の火災を想定した避難誘導訓練。
9月	消火訓練	消防署より消火器、的を借り、実際に消火器を使用した訓練。
11月	避難訓練(日中想定)	日中の火災を想定した避難誘導訓練。
1月	消火訓練	消防署より消火器、的を借り、実際に消火器を使用した訓練。
3月	総合訓練	通報から、初期消火、避難誘導までの総合的な訓練。

役員会会議日程

社会福祉法人湘南福寿会

(日 時)

平成11年 3月19日

平成10年度社会福祉法人湘南福寿会本部会計収支補正予算(第2次)

平成11年度社会福祉法人湘南福寿会本部会計支出補正予算(第2次)は、次に定めるところによる。

(収支補正予算の補正)

第1条 収入支出予算の総額に収入支出それぞれ600,000円を追加し、収入支出予算の総額を収入支出それぞれ57,220,000円とする。

第2条 収入支出予算の科目区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の収入支出予算の金額及び予算に関する説明は「平成11年度本部会計収支補正予算書」による。

平成11年3月19日

社会福祉法人湘南福寿会
理事長 小林 義之

提案理由

本案は、社会福祉福祉法人湘南福寿会定款第16条の規定による。

平成11年度社会福祉法人湘南福寿会施設会計収支補正予算(第2次)

平成11年度社会福祉法人湘南福寿会施設会計支出補正予算(第2次)は、次に定めるところによる。

(収支補正予算の補正)

第1条 収入支出予算の総額に収入支出それぞれ5,500,000円を追加し、収入支出予算の総額を収入支出それぞれ256,800,000円とする。

第2条 収入支出予算の科目区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の収入支出予算の金額及び予算に関する説明は「平成11年度施設会計収支補正予算書」による。

平成11年3月19日

社会福祉法人湘南福寿会
理事長 小林 義之

提案理由

本案は、社会福祉法人湘南福寿会定款第16条の規定による。

平成10年度社会福祉法人湘南福寿会在宅会計収支補正予算(第2次)

平成11年度社会福祉法人湘南福寿会在宅会計支出補正予算(第2次)は、次に定めるところによる。

(収支補正予算の補正)

第1条 収入支出予算の総額に収入支出それぞれ600,000円を追加し、収入支出予算の総額を収入支出それぞれ57,220,000円とする。

第2条 収入支出予算の科目区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の収入支出予算の金額及び予算に関する説明は「平成11年度本部会計収支補正予算書」による。

平成11年3月19日

社会福祉法人湘南福寿会
理事長 小林 義之

提案理由

本案は、社会福祉法人湘南福寿会定款第16条の規定による。

議案 第 9号

社会福祉法人湘南福寿会就業規則の一部を改正する規程

社会福祉法人湘南福寿会就業規則(平成2年3月1日制定)の一部を次のように改正する。

第 3条中(3)を削り、(4)を(3)、(5)を(4)に繰り下げる。

第41条第2項中「その後1年を超えるごとに1労働日を加算した有給休暇が与えられる」を「その後1年を超えるごとに全労働日の8割以上を出勤した者について次表で定める日数を与える」に改め同条第2項の次に次の表を加える。

勤務年数	6ヶ月	1年 6ヶ月	2年 6ヶ月	3年 6ヶ月	4年 6ヶ月	5年 6ヶ月	6年 6ヶ月	7年 6ヶ月	8年 6ヶ月	9年 6ヶ月	10年 6ヶ月以上
付与日数	10	11	12	14	16	17	18	19	20	20	20

平成11年3月19日

社会福祉法人湘南福寿会
理事長 小林 義之

提案理由

本案は労働基準法の一部改正に伴う有給休暇の改正及び介護保険制度に対応するための改正にもとづき提案する。

|

社会福祉法人湘南福寿会臨時職員就業規則の一部を改正する規程

社会福祉法人湘南福寿会臨時職員就業規則(平成7年11月14日制定)の一部を次のように改正する。

第7条中表を次表に改める。

週所定 労働日数	1年間の所定労働日数	勤務年数(これまでの勤務年数も通算)										
		6ヶ月 6ヶ月	1年 6ヶ月	2年 6ヶ月	3年 6ヶ月	4年 6ヶ月	5年 6ヶ月	6年 6ヶ月	7年 6ヶ月	8年 6ヶ月	9年 6ヶ月	10年 6ヶ月以上
4日	169日～216日	7	8	9	10	12	12	13	14	15	15	15
3日	121日～168日	5	6	6	7	9	9	10	10	11	11	11
2日	73日～120日	3	4	4	5	6	6	6	7	7	7	7
1日	48日～72日	1	2	2	2	3	3	3	3	3	3	3

附 則

この規則は、平成11年4月1日から実施する。

平成11年3月19日

社会福祉法人湘南福寿会
理事長 小林 義之

提案理由

本案は労働基準法の一部改正に伴う有給休暇の改正にもとづき提案する。